

利根源向贈鑑之故遺言一部氏の功績



## 利根運河開鑿と故廣瀬誠一郎君の功績

工學博士

石橋絢彦

(雜誌工學に依る)

水運の人生に缺くべからざるは言を俟たざる所なるも、其効著大にし  
て且つ吉きは支那の運河に及ぶものなし。支那の水利事業は神禹の時に  
纏始ると雖、運河として原生の道に供したるは春秋戰國の頃に在り。爾後  
諸方に開渠の土を興されしが、元の時に至り始めて南清より北清まで  
數千里の運河を全通しをれば、北清數千万の人口を支へ得て、中國運を  
墜しゃりしは實に元人の覺と謂ふべきなり。若し偏に海運にのみ依頼す  
とせば北人は食を得る能はず永く北京を帝都と奠め得ざりしならん。幸  
に我邦は環海の爲め物資の運搬は一に舟楫に依りしり、治世に至りては  
之に甘くずる能はず伊達政宗は元和偃武以東内治に盡瘁し夙に貞山壠(運  
河を引き鑿り領内の便を圖り尋で寛永九年(西暦一六三二)米穀を江戸に  
送し次に利根川に千石船を漕らしめ常陸国潮來に米廩を建て列收其倉  
に米を貯へ機に臨んで糶賣せり。因て爾後江戸の需要米三分の二は  
より供せられ其價金壹兩に付銀六十枚替、米は銀六十枚に付七石四  
斗の農民は金と貸し出しなり、是が爲め奥州にては馬背運賃高きため到底  
の農民は金と貸し輸し得たるなり。

潮來の仙台河岸は繁昌の劇風となり、潮來より江戸迄の運道は利根川を  
通りて關宿に至り轉じて江戸川を下り江戸に入りしが、漸次利根川も狹  
砂の爲めに淺游し、銚子川口の糧船は昔日の如く多からず、仙台河岸も  
寂寥として桑滄の感慨轉禁する能はず、唯いたこ出島のまもの中に舊  
浦咲くとはしほらしやの俗謡を残し往時の繁昌を懷はしむるのみ、幕府  
も亦斯に見る所あり、印幡沼検見川の開通を企圖せられ天保年間の名相  
水野忠邦(越前守)に因りて實行に着手せられし城、財政困難に陥り其の事  
も中絶せり、當時幕府の貢米運漕債を見るに

(天保四年五月定) 御廻米仕出地運賃表拔抄

同同同同總總  
境木國行遊·····  
下佐德······  
原津宮

二二三 四五  
石石石 石石  
一三五三五  
斗斗斗斗斗

六十五里  
四十七里  
三十九里  
三十六里  
三十四里

常陸の人民は利根川、浪速浦、鬼怒川、小貝川等を控へ水運の便に依りて貨物の運漕を行ひ居り、駄馬運賃に較べ前表の通り比較的低廉なる運賃を以て周旋し居りし故に水運の便を知らぬ者なけれども、地方の便益として主眼として投身運河開鑿の事業を興す者はなかりしより、維新後率先进て此の事業を開きたるは獨り我が廣瀬誠一郎君あるのみ其豁眼達識実に伊達政宗に遙らざるなり。

東京と東北に去る約十里千葉縣利根川と江戸川の間を連絡する利根運河と稱する運河あり。明治二十三年六月竣工に係る幅員拾五間、延長二里四丁なれども、我が國小運河の模範として知らる。是れ乃ち故廣瀬誠一郎氏の獨創に出で、君が十年間の辛酸刻苦能く萬難を排するの勇気と巧みに計畫を進うぐる智略ありて、始めて此の大業を成就したものである。茲に於て吾人は其經歷を叙録し、君が公益上の功績を彰表し、併せて君

の威靈を仰慰する所取である。

君は天保八年正月十五日茨城縣北相馬郡下高井村に生る。父を篤左衛門と云ふ。家世々里正たり。君幼名泰次郎と云ひ、七歳大澤謙齋に學び十三歳轉じて森梅山の門に入り、十八歳初めて公務に服し、安政二年正月、當時の地頭幕府麾下の士を封ずる疆域を知行といひ、封せられたる者を地頭といふ萬石以上に在ては知行を領知といひ、地頭を領主といひの命を受け名主役(里正見習)となる。萬延元年七月、父在職中に病歿するを以て其跡役を命ぜらる、文久元年四月二日に苗字帶刀を免さる。

明治三年組合取締役に舉げられ、四年戸長又は勸農方頭取となり、五年戸長頭取となり地券調査に從事し、十二年始めて縣會を設けらるるや選ばれて最初の縣會議員となり、十三年製絲会社共成社を創立して其社長に推さる。

十四年君が常置委員(縣參事會員)たりし當時縣知事人見寧氏に對し利根運河開鑿事業は縣事業的一大利益なりと入設したりこれが抑もの起原である。該事業は君が宿昔の計畫なりし故單に入設建議に留めずして之が実行の責に當らんと決意し、相議して北相馬郡長に轉じ其の事業を進行せしむるに便を得、人見知事に會談すること屢次遂に内務省に呈申するに至つたのである。

茲に於て内務省は御傭の蘭人工師デレーケー氏に利根運河の線路を踏み、該事業は君が宿昔の計畫なりし故單に入設建議に留めずして之が実行の責に當らんと決意し、相議して北相馬郡長に轉じ其の事業を進行せしむるに便を得、人見知事に會談すること屢次遂に内務省に呈申するに至つたのである。

勘す所事を命じた。是れ利根運河開鑿事業の發端である。其の運河開鑿區域は總て千葉縣の管轄區域に屬するを以て人見知事は千葉縣に人を派し、其の事業の千葉縣にも利益あるを説き、起工の賛成を求めるに便を得、人見知事に會談すること屢次遂に内務省に呈申するに至つたのである。

ドコービル鉄道を布設せしとの計畫あり、のみならず、運河開鑿事業

費の莫大なるを知り千葉縣民の情勢を察し到底民力の堪ゆべきにあらずとなし、毫も人見知事の提議に應ずるの意なく、却て茨城縣に對しドコービル鉄道布設の利益を説き其測量費用の一部を負担せんことを請求される形勢であつた。

然れども人見知事は運河の利益なるを確信し、且つ該事業は縣下有志の熱望に出て茲に及びものなれば、今更止まる可きものにあらずとて、歎然其請求を拒絶し、堅く運河説を執り、縣官を派し文書き往復して数回協議せられしが、奈何せん、兩縣知事の意見鑿柄し數年の希望も將に畫餅に歸せんとしたのである。

趙えて十六年政府に利根川河身改修の議起り、時の内務卿山田顯義氏は石井土木局長御傭蘭人工師デレー・ケー氏等を隨へて現場を視察するの舉あり、因つて人見知事及君は其一行を迎へ該地に導き、審に運河開鑿の利便を陳へ今日の急務たる所以を述べ物資輸送上一勞永逸の長策なりと具申し、次いで十七年五月内務大藏農商務の三卿に建言せられた。茲に於て農商務大輔昌川彌二郎氏の巡視となり御傭蘭人工師ムルド氏は

此の如きより此事業に熱心なりし人見前知事は曩に罷免せられ、今又島知事の如きに遇ひ、嗚呼天何ぞ此事業を恵まさるや此を鬼ひ彼を鬼へば、只此は愚白の後任知事安田定則氏に對して運河の利便と十四年以降の経歴を詳陳し、運河開鑿に盡力せられたれども、實地測量の後方に沈せんとて空しく月日を送りぬ。

十九年春安田氏上京の途次沼の任地に立寄る、之を機として運河の検査第二計畫とすべしと明言せり。

陳述よりの書き聞くや相嘆然失色す。然れども沈思默考するは古今を論ぜず、遂に胸中自ら成行あり、堅忍不拔の精神を持し、一身を擲て犠牲に供せざるはなし。蓋し正道は最後の勝者なり、苟も事業の正確に依頼せらるゝはなし。運河事業の頓挫すること茲に三回に及べり、畢竟之に於けるは存するの致す所である。此後とても尚ほ官權を借り事を成し得やとせば益々時機を誤るの虞りあらん。此上は断然桂冠個人の資格を成りて民營会社を創立し、其目的を達せんと、遂に十九年八月十日北相馬部長を辞された。

君の職を辞するや直ちに東京に入り前知事人見寧氏を訪ひ、民營會社

河の利便を説き其贊助を乞ひしに、氏は書類を閲覧したり、易占を試み断じて曰く、吉否りと遽然として直ちに同意を表されたり。

廿年一月四日君は人見氏と同伴にて高島氏を訪ひ細議を遂げ、運河開鑿の計畫茲に初めて整ふ。更に君は野口勝一氏の紹介にて色川誠一氏と會し一件書類を示して其同意を求めしに、色川氏之に同意し熱烈なる誠心其顔色に顯れたり。

當時世人廣瀬誠一郎、人見寧、色川誠一の三氏を運河の三狂生と稱したる。

之より三氏は東奔西走、廣く同志を叢め折柄北總の有志者森隆助氏其計畫を聞き奉りて之を助く。廿年二月五日、船越縣知事大須賀郡長は地方長官會議の爲め上京し一日君を其旅館に招き、謂て曰く、運河開鑿は鐵道興盛になれば運河事業資金は速も同縣内に於て募集するに難からん、貴下の辛苦經營せらるは予の深く歎服する所なれば飽迄盡力せんと欲せども、先立つは金にあり、若し金の出途なくんば、事業は到底成立すべきにあらず、貴下には資金を募集し得る成算ありやと問はる。君答へて曰く、必ず之を募集せん、萬一募集の途立たざるに於ては唯死を以て其罪を謝せし、此事實に有志諸氏と計り置きりば、決して萬違算なかるべしと斷言せらるたり、船越知事之を聞いて喜ぶ。橋本池田榮亮氏來つて君の勇猛努力

に感激せられ自今益々力を協せ該工事に當らん事を誓はれたり。

斯くて君の辛苦經營したる運河事業も、今や漸く其の緒に就き、茲に同志を募集するの運に至り、二十年四月一日同志を集会し計畫の方針を議す、此の日會せる諸士は人見寧氏、色川誠一氏、池田榮亮氏、森隆物氏、關口八兵衛氏、椎名半蔵、秋葉廣助、篠目八郎兵衛氏、廣頼誠一郎、高島吉吉氏である。熟議の上發起人會を開く事に決し、其の旨を四方に通知し四月十日千葉茨城兩縣の有志發起會を開かれた。

此日一來會する有志七十餘名、末賓には芳川内務次官、高崎東京府知事、船越千葉縣知事、安田茨城縣知事及び兩縣郡長等あり、座定まる會を開き創立委員を選舉せしに人見寧、廣瀬誠一郎、色川誠一、高島吉吉右衛門、池田榮亮、森隆助の諸氏其選に當り、皆之を諾し翌十二日螭殻町三丁目なる醤油會社内に創立假事務所を設け、株式申込の受理をなせしに、加盟を乞ふ者陸續断えず、翌十三日正午迄に八千株の總數は皆要求せし札一株を遺さざりしを以て輿望の如何を知るべしを以て、鳴呼此運河事業や、實に君が多年の辛酸は凝りて茲に始めて確乎不拔の基礎を築成するに及びたれば二十年五月請願書を千葉縣に提出し再三應答十一月漸く許可の指令に接したり、因て十二月株主總会を開き後更に選舉せしに、社長には廣瀬、色川、池田、森の諸氏其選に當つた。

斯くて翌三十一年七月十四日工事に着手し、二十三年に竣工し、同年六月通水式を挙行したのである（工費四十萬圓）。

是より先同年三月十八日君は其通水式の盛典を見ずして疾みて歿したる。享年五十四歳、實に千古の恨事であらう。然れども其成功や氏の明に見る所である

利根運河は東葛飾郡深川新田より全郡田中村大字船戸に通じ、江戸川に接するも、地形の爲めに困難を生じたるは長さ約十丁に過ぎず、從つて水路は多少の迂回あるも大體は東西の方向なり、河幅は最廣部は十八間、水深は平水時に於て十六尺を示してゐる。最終部を五間とし其他は十間、十五間、水深は平水時に於て十六尺を示す。此運河開鑿以前に、鬼越川東京間を往復するの船は（次頁畳圖參照）先づ中利根川を境町まで上り、逆川を經て江戸川を下り新川を通つて、東京

當初利根運河会社の技師長として聘せられたるは予と同窓の親友工學士船曳君なり當時同君の談に掘割河底の一帯に軟土層ありて掘鑿後兩岸の土圧の爲めに底面墳起し人力を以て制し難き地質ありと聞けり、余李文を見るに十丁斗りは不良の地形にて困難を生じ又水路は迂回する所あり、或は船曳君の建議にて河底の墳起部を避け迂回せるもの、而して君は大正八年病歿し今之を知るに由なし。

に達する迂路を取つたのである、其里程を計算すると、鬼怒川口より境町追七里、逆川十八町、關宿より新川口追十四里六町、新川二里三町、運河合計二十三里二十七町である。今利根運河を利用する時は鬼怒川口より新川口追八里二町、新川二里三町、合計十三里三町で、十里二十町の減縮となり舟運三日間を要する路程僅かに一日にて東京に達し得るのである。之が鳥めに受くる効益は果して幾何ぞ、船舶舟筏の通航するものの月々數千に上り利根、鬼怒両川沿岸の産業を興起し、其地點に要する物資の需要を早め、茨城、千葉兩縣の繁榮に資する所多きや明である。

本年の議会に於て、この運河の国有を可決したのは君が当初の所論が今日に至りて実行せらるる事となつたので君の地下の神靈も定めし満足として居ることだらうと鬼ふ。恰も本年は君の三十三回忌である、予が其功績を追慕して此の文を草したのも偶然ではないのである。序に記す当初より君を援助せられたる人見氏は去年(大正十一年十二月)逝去せられ他は多く鬼籍に記されたりと聞く。

本文は大正十二年七月一日叢行の工學雑誌に掲載  
せられたるものにして眞に利根運河と廣瀬氏の關  
係を竭せるものなり  
厚く石橋先生の勞に感謝す。